



# 栃木県公報

平成25年  
3月28日(木)  
号外  
第29号

## 目次

	規 則	
○栃木県文書等管理規則の一部改正.....		1
	告 示	
○公印の作成.....		1
	訓 令	
○法令審議委員会規程の一部改正.....		2
○栃木県公印規程の一部改正.....		2
○栃木県文書等取扱規程の一部改正.....		3
○栃木県県営林経営規程及び栃木県県営林管理規程の一部改正.....		3
	合 同 訓 令	
○栃木県職員安全衛生管理規程の一部改正.....		4

## 規 則

### 栃木県規則第十一号

栃木県文書等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県文書等管理規則の一部を改正する規則

栃木県文書等管理規則（平成十二年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「管理課」を「会計管理課」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(文書学事課)


## 告 示

### 栃木県告示第146号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成25年3月28日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県室長印⑤		方20	てん書	一般文書用	平成25年 4月1日	保健福祉課長

(文書学事課)

訓 令

栃木県訓令第一号

庁中一般

法令審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

法令審議委員会規程の一部を改正する訓令

法令審議委員会規程（昭和二十六年栃木県訓令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「会計局管理課長」を「会計局会計管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県訓令第二号

本 庁  
出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所  
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局  
警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二会計局長印の項中

「 審 理 課 長 印 」

を

「 吟 評 審 理 課 長 印 」

に改め、同表会計管理者印の項中

「 審 理 課 長 」

を

「 吟 評 審 理 課 長 」

に改め、同表課長印の

項中

「 審 理 課 長 」

を

「 吟 評 審 理 課 長 」

に改め、同表室長

印の項中

「 地 方 税 徴 収 特 別 対 策 室 長 」

を

「 保 健 福 祉 課 長 」

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁  
出 先 機 関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成十二年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁の部経営管理部の項中

職 員 厚 生 課	職 厚
-----------	-----

を

職 員 総 務 課	職 総
-----------	-----

に、

税 務 課	税
地方税徴収特別対策室	地 税 徴

を

税 務 課	税
-------	---

に改め、同部保健福祉部の項中

国 保 医 療 課	国 医
-----------	-----

を

国 保 医 療 課	国 医
ねんりんピック推進室	ねんりん

に改め、同部会

計局の項中

管 理 課	管 理
会 計 課	会 計

を

会 計 管 理 課	会 管
-----------	-----

に改め、

同表2 出先機関の部県民の森管理事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県訓令第4号

本 庁  
各 環 境 森 林 事 務 所  
矢 板 森 林 管 理 事 務 所  
林 業 セ ン タ ー  
県 民 の 森 管 理 事 務 所

栃木県営営林経営規程及び栃木県営営林管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営営林経営規程及び栃木県営営林管理規程の一部を改正する訓令

(栃木県営営林経営規程の一部改正)

第一条 栃木県営営林経営規程（昭和三十六年栃木県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「県民の森管理事務所」を削る。

第二十一条第一項中「、林業センター場長及び県民の森管理事務所長」を「及び林業センター場長」に、「県行分収造林地」を「この場合において、県行分収造林地」に、「ものとする。」を「ものとする。」に改める。

第二十二条中「林業センター及び県民の森管理事務所」を「及び林業センター」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

(栃木県営林管理規程の一部改正)

第二条 栃木県営林管理規程(昭和三十七年栃木県訓令第五十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「県民の森管理事務所」を削る。

第三条中「林業センター場長及び県民の森管理事務所長」を「及び林業センター場長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(森林整備課)

訓 令

栃 木 県  
栃木県人事委員会  
栃木県監査委員訓令第一号  
栃 木 県 議 会  
栃木県教育委員会

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局  
学 校 以 外 の 教 育 機 関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一  
栃 木 県 議 会 議 長 三 森 文 徳  
栃 木 県 人 事 委 員 会 委 員 長 平 間 幸 男  
栃 木 県 代 表 監 査 委 員 田 崎 昌 芳  
栃 木 県 教 育 委 員 会

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程(昭和六十年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「掲げる職」を「定める職」に改め、同条第二号中「経営管理部職員厚生課長」を「経営管理部職員総務課長」に改める。

第九条中「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第一号中「経営管理部職員厚生課長」を「経営管理部職員総務課長」に、同条第二号中「経営管理部職員厚生課長補佐」を「経営管理部職員総務課長補佐」に改める。

第二十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「財政課長、人事課長、職員厚生課長、」を「経営管理部財政課長、人事課長、職員総務課長及び」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二十五条中「職員厚生課」を「職員総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(職員厚生課)